

武蔵野市学校施設整備基本計画

中間のまとめ

平成 29 年 2 月

武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会

ご意見の募集について

◆ ご意見の提出方法

○電子メール、FAX または郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受付はいたしません。

○ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえご提出をお願いいたします。

◆ 募集期間

平成29年4月1日（土）～4月21日（金）まで（必着）

※ ご提出いただいたご意見の内容は、原則公開とさせていただきます。

【あて先（問い合わせ先）】

武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会

事務局 武蔵野市教育委員会 教育部教育企画課 財務係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1895（直通） F A X：0422-51-9260（直通）

e-mail：sec-kyouiku@city.musashino.lg.jp

武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ

目 次

第1章 学校施設整備基本計画について.....	- 1 -
1 学校施設整備基本計画の位置づけ.....	- 1 -
2 計画の期間と見直しサイクル.....	- 2 -
3 本市の学校施設をめぐる現状.....	- 2 -
4 本市の学校施設をめぐる課題.....	- 2 -
第2章 学校施設整備に向けた考え方.....	- 5 -
1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標.....	- 5 -
2 学校施設整備に向けた考え方.....	- 5 -
(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・協働的な学びができる学校.....	- 5 -
(2) 健康的かつ安全で豊かな、ユニバーサルデザインに配慮した学校.....	- 7 -
(3) 周囲の環境と調和し、地域のつながりを育てる学校.....	- 9 -
第3章 計画・設計の具体的条件.....	- 11 -
1 施設規模（各諸室の必要規模及び室数）.....	- 11 -
(1) 校舎面積.....	- 11 -
(2) 普通教室.....	- 11 -
(3) 習熟度別学習教室.....	- 11 -
(4) 特別教室.....	- 11 -
(5) 校庭.....	- 11 -
(6) 屋内運動場.....	- 12 -
(7) プール.....	- 12 -
2 各諸室等の配置（ゾーニング）.....	- 13 -
(1) 教室ゾーン.....	- 13 -
(2) 管理ゾーン.....	- 15 -
(3) 保健・支援ゾーン.....	- 15 -
(4) 放課後ゾーン（小学校または義務教育学校）.....	- 15 -
(5) 開放ゾーン.....	- 16 -
(6) 校庭配置.....	- 16 -
(7) 施設のゾーン連携図.....	- 17 -

参考資料 武蔵野市小中一貫教育調査研究ワーキングチームにおける論点整理

第1章 学校施設整備基本計画について

1 学校施設整備基本計画の位置づけ

本市の市立小中学校校舎等の多くは昭和30～50年代に建築され、最も古い施設は既に築後55年経っています。市では、既存の公共施設の耐用年数を原則60年と定めており、学校施設を計画的に更新するための整備計画をたてる時期にきています。

武蔵野市教育委員会では平成27年5月に、将来的な人口推計や「公共施設再編に関する基本的な考え方」（平成25年3月）も踏まえ、新たな教育課題、学校の適正規模、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて検討した結果を「武蔵野市学校施設整備基本方針」としてまとめました。

本計画は上記方針をさらに具体化させて、第2期教育振興基本計画や、武蔵野市長期計画、子どもプラン武蔵野、武蔵野市学校教育計画、公共施設等総合管理計画などとの整合を図り、平成32年以降に実施される学習指導要領にあるような様々な教育課題を踏まえた質の高い教育を可能とする環境整備も盛り込み、武蔵野市立学校の今後の20年間を見据えた、目指すべき学校施設の基本的方向性を示していくことが求められます。

現在教育委員会では「武蔵野市第五期長期計画調整計画」に基づき、本市における小中一貫教育のあり方及び実施の可能性について検討中であり、平成29年度末を目途に報告を作成する予定です。

現在は小中一貫教育実施についての方向性は定まっていないため、この中間のまとめでは、原則として小中学校別改築、小中一貫教育校（施設一体型義務教育学校^{※1}）建築の両方の可能性を見据えた記載とし、それぞれに個別の検討が必要な項目については、枠囲みで表記しています。

※1 義務教育の9年間で修業年限とする学校。小学校段階に相当する6年間で前期課程、中学校段階に相当する3年間で後期課程とするが、教職員組織は一つとし、原則として教員は小・中両免許状を併有する。

今後、上記の小中一貫教育のあり方の検討結果を受け、「武蔵野市学校施設整備基本方針」、本「武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ」、及び「武蔵野市公共施設等総合管理計画」（平成29年2月）をもとに、学校施設更新の手順・順序・スケジュール、標準仕様、仮設校舎の考え方等、より具体的な内容を記載した「武蔵野市学校施設整備基本計画」を策定します。遅くとも平成32年度より学校施設の更新に着手することができるよう、作業を進める予定です。

2 計画の期間と見直しサイクル

市立小中学校施設の更新は全体で数十年の長い期間を必要としますが、本計画では大部分の学校の更新が視野に入る20年間のスパンで策定し、その期間中に建設する学校を定め、順次設計、施工を進めていきます。

ただし、学習指導要領の改定など学校教育内容の変化や、社会情勢の変化、学校建築の技術革新を考慮し、当初10年間を実行計画、次の10年間を展望計画と位置付け、10年を経過した時点で計画の内容を見直し、更新します。

3 本市の学校施設をめぐる現状

- ・武蔵野市では、昭和30年代半ばから約20年間をかけて校舎・体育館の鉄筋化を進めてきました。
- ・平成6年に千川小学校校舎を、平成17年に大野田小学校校舎を、オープンスクールとして改築しました。
- ・平成8年に、旧境北小学校と旧桜堤小学校を統廃合し、桜野小学校が開校しました。
- ・昭和55～63年度と平成12～21年度の2期にわたり、学校施設の耐震補強工事を実施し、現在は非構造部材の耐震補強に取り組んでいます。
- ・学校給食は、共同調理場2カ所及び小学校4校に単独調理場を設置し提供しています。
- ・小学校児童数は昭和55年、中学校生徒数は昭和61年度をピークに下がり始め、現在それぞれ当時の5割、4割程度に減少しています。
- ・小学校への学童クラブ設置を平成10年度以降、地域子ども館あそべえ設置を平成14年度以降順次進め、現在全小学校の校地内に設置しています。
- ・平成13年度に、市立小中学校他の学校施設整備に必要な資金を積み立てるため、武蔵野市学校施設整備基金を設置し、平成27年度末現在で約99億円を積み立てています。
- ・平成17年度より、ファシリティマネジメント^{※2}の考え方に基づいた学校施設の維持管理を行っています。

※2 企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動（公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会による定義）

4 本市の学校施設をめぐる課題

- ・第五期長期計画・調整計画の長期財政予測によると、平成38年度まで基金残高は増えるが、それ以降は減少に転じ、平成52年度に基金が枯渇し、平成57年度に累積で369億円の財源不足となるとされています。今まで以上に時代の変化に対応した重点

施策への資源配分を行い、経常経費の縮減及び公共施設のマネジメントによる投資的経費の縮減をすることで、持続可能な財政運営を図る必要があります。

- ・「武蔵野市公共施設等総合管理計画」では、「適切な公共サービスと長期的な健全財政に向けた公共施設等の維持・更新、安全性や利便性に優れた公共施設等の再整備、魅力あるまちづくりを目指した新たな価値の創造」が目的とされています。学校施設整備においてもこの内容を踏まえた検討を行う必要があります。
- ・市の公共施設の耐用年数の原則に従い、学校施設も築後 60 年を経過した時点での更新を基本としますが、全市的な教育機能の配置、教育内容の質の確保及び向上、財政負担集中への調整、1 年あたりの建設校数などを考慮し、最適な更新時期を決定する必要があります。
- ・効率的・効果的な施設計画とするため、一つの学校の中で、建物により建築年が違う場合は、原則としてすべての棟を同時に更新します。
- ・今後の市内の児童生徒数の推移は、市内のマンション開発等の影響を受け、10年間程度増加した後に減少傾向となり、20年後には小学校児童数は現在より微減、中学校生徒数は現在と同程度となるという見込みです。
- ・学校教育法施行規則等の法令及び「武蔵野市学校施設整備基本方針」で規定する適正規模を超える学校については、地域コミュニティ等の現状や児童生徒数の予測を踏まえながら、学区の見直しや、更新年次を調整することなどを検討する必要があります。
- ・教育活動を十分に行うための校地を確保できない場合は、学区の見直し、更新年次の調整及び土地利用上の条件の整理等を検討します。

《小中学校別改築の場合》

- ・現在の学区を基本としますが、将来的に人口が減少した際には、適正な学校規模を維持するための学区の見直しや統廃合の可能性及び施設の多機能化・複合化を検討する場合も考えられます。
- ・日影規制など現在の学校施設の建設後に改正、制定された法的規制等により、現在と同じ配置・規模等での改築ができない場合があります。

《施設一体型義務教育学校として建築する場合》

- ・学区は地域コミュニティのつながりにより近い、現在の小学校の学区を基本に考えます。一つの学区内に複数の学校がある場合には、より校地の広い学校での設置を検討します。
- ・義務教育学校ではより多くの施設面積が必要となるため、教育課程外の活動も含めた十分な運動施設の確保ができない可能性があります。その場合は校舎不設置校地を活用することを検討します。

- 共同調理場施設は、桜堤調理場が築後50年、北町調理場が44年経過し老朽化が進んでいること、都市計画の用途地域による建築制限の課題があります。また、短期的な児童生徒数の増加により、提供すべき給食数が大幅に増加するため、共同調理場の改築を含めた対策を講じる必要があります。

第2章 学校施設整備に向けた考え方

1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標

義務教育9年間を通して、意図的・計画的に発達段階に応じた教育を進め、社会の中で自分の役割を果たしながら、人間力を高め、自分らしい生き方を実現する教育を目指します。

「知」については、基礎・基本の定着や問題解決能力の育成等に重点を置いた連続性・系統性をもった指導を通して、子どもたちに学ぶ意欲を育み、将来に夢や希望をもって力強く歩んでいける力を一層育みます。

「徳」については、地域の方々の支援を受けながら、社会性や市民性の向上に重点をおいた指導を通して、一人一人の多様性を認め、他者への思いやりの心をもつ子どもたちを育てます。また、社会の一員としての自覚をもち、自己有用感を高めながら自分の意見や意思をもって行動できる力を育てます。

「体」については、体力と健康の基礎づくりや運動能力の向上に重点を置いた指導を通して、生涯にわたって健康の保持増進や、運動習慣を確立するための基礎を培います。同時に、運動部活動の地域スポーツ化を進めます。

また、配慮を要する子どもへの特別な支援をはじめ、子どもの貧困問題の解決や地域コミュニティの活性化という視点に立って、学校と保護者や地域の方々が力を合わせて子どもたちの育ちや学びを支援する地域基盤をより一層確かなものとします。そのため、「子どもの最善の利益」に寄り添うことができる、総合的な成長支援のプラットフォームとしての学校づくりを目指します。

2 学校施設整備に向けた考え方

(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・協働的な学びができる学校

①多様な学習形態、弾力的な活動を可能とする教室・教室まわり

教室については、多様な学習内容・学習形態による活動及び児童生徒の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間として計画します。

一斉指導による学習以外に、ティームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習、複数年による学習等の活動及び児童生徒の学習の成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる多目的な空間として整備します。

②情報環境の充実、高度な教育機器を導入した高機能な教室

児童生徒の主体的な学習活動を支え、高度情報通信ネットワーク社会において

生きる力を育てると同時に、校務情報化を推進するため、校内の情報ネットワークの整備及び情報機器の導入について、積極的に計画します。

③積極的に活用できる学校図書館・メディアセンターの整備

各教科の学習活動等において効果的に活用することができるよう、普通教室等からの利用のしやすさを考慮し、児童生徒の活動範囲の中心的な位置に配置します。

図書のほか、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を管理し、様々な情報を収集できるメディアセンターとして位置づけるとともに、多目的に使用できるスペースを併設し、集団での調べ学習等に活用したり、学習・研究成果を展示できるワークスペースとして計画します。

④教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり

複数の教員等の指導など多様な学習形態への対応及び学校図書館等との連携を考慮し計画します。また、観察、実験、実習等の際に必要な器具、情報機器等を効果的に活用できるよう施設環境を整備します。

⑤学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画

将来の学級数の変動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応することができるよう内部区画や設備等について容易に改修や用途変更ができる施設とします。

《施設一体型義務教育学校として建築する場合》

義務教育学校においては、地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫した教育活動を含めた学校運営ができる環境を確保する必要があります。

特に、施設一体型の義務教育学校等を計画する場合には、以下の点に留意します。

①9年間を見通した教育活動ができる施設環境

②学年段階の区切り※³の目的に沿った校舎のゾーニング及び教室等の配置

※³ カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定すること。各学年段階をステージと呼ぶ。例えば、9年間で4-3-2で区切る場合、最初の4年を第1ステージ、次の3年を第2ステージ、最後の2年を第3ステージと称する。

③学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間

④特別教室、屋内・屋外運動施設等について、教科指導の連携や異学年交流の充実等が進むよう、前期・後期課程の間で共同利用できる計画

⑤前期・後期課程の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室

⑥地域全体が9年間を通して子どもの成長を見守り、支えるための、保護者、地域住民等の連携・協力活動に必要な施設の設置

(2) 健康的かつ安全で豊かな、ユニバーサルデザインに配慮した学校

①ゆとりと潤いのある生活の場

児童生徒にとっての学習の場であるのみならず、生活の場・居場所として、ゆとりと潤いのある施設とするため、児童生徒等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮し、心理的な影響も含めて施設を計画します。同時に、教職員もゆとりを持って活動できるよう、動線に配慮し、必要な諸室を整備します。なお、各施設に必要とされる機能、利用形態等に応じ、適切な採光、通風、換気等を確保できるよう配置します。

②豊かな人間性を育成する多様な交流の場

学習活動及び交流活動を効果的に実施するため、必要な規模の多目的室等を利用しやすい位置に配置します。また、児童生徒が気軽に休憩、談話等に利用することのできるようなラウンジや小空間等の配置も検討します。

③健康に配慮した計画

児童生徒の心と体の健康を支え、校内の快適性を確保するため、保健衛生及び採光、通風、換気等に十分配慮します。

建材、家具等は、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用します。

④体力向上のために十分な運動用空間の確保

体育の授業等教育活動を実施するため、屋上及び地下の利用も考慮に入れ、十分な空間を確保します。

《小中学校別改築の場合》

- ・ 建築費を考慮し、プールについては屋外への設置を原則としますが、校地の広さや複合化の見地から、屋内化または温水化の検討が必要となる可能性があります。

《施設一体型義務教育学校として建築する場合》

- ・ 建物規模が大きくなるため校舎不設置校地の第二校地化（運動会等行事及び部活動等での使用）を検討します。
- ・ 学校全体の利用時数が増えるため、プールは天候によらず利用可能な屋内プールまたは温水プールの設置を検討します。
- ・ ランニングコスト及び稼働率を考慮し、複数校での共用を前提に、第二校地に温水プールを設置することも検討します。

⑤地震等の災害に対する安全性の確保

地震発生時において、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせ、施設や設備の損傷を最小限にとどめるよう計画します。

⑥安全・防犯への対応

学校内にある全ての施設・設備について、児童生徒の多様な行動を想定し十分な安全性を確保します。特に、事故の危険性を内包する箇所は安全性を重視した分かりやすい構造とします。

施設への出入りを管理できるよう敷地内や建物内及び外部からの見通しを確保し、機械警備設備・防犯カメラ等を用いた不審者の侵入を抑止することができる計画とし、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム（学校 110 番等）を各学校へ設置します。

また、保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を計画します。

⑦誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した環境整備

全ての児童生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の配置に配慮したバリアフリーな施設として整備します。特に、避難所、だれでもトイレへの経路にスロープやエレベーター等の設置を義務付けます。

学校の教育活動への地域人材の受入れ、地域住民による生涯学習の場としての利用、災害発生時の避難所としての役割等、高齢者、障害者を含む多様な人々が利用することを踏まえ、段差を最小限とした設計とし、ユニバーサルデザインに配慮した施設とします。

⑧インクルーシブ教育の実現を可能とする施設

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を実施するため、基礎的環境整備の観点から施設を計画する必要があります。

児童生徒が障害の有無にかかわらず、各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設とします。

⑨カウンセリングの充実のための施設

保健室、教育相談室、保護者等のための相談スペース等については、カウンセリングの機能を総合的に計画し、配置します。

(3) 周囲の環境と調和し、地域のつながりを育てる学校

①学校・家庭・地域の連携協力

学校は地域コミュニティにおける拠点であることから、施設の計画は学校・保護者・地域住民等学校に関わる様々な人々の参画により策定します。

また、学校の運営や教育活動を支援する取組などについて、保護者、地域住民等が学校と連携・協働できるよう、必要な諸室を整備します。

②地域における児童福祉の場となる学校施設

地域子ども館（あそべえ、学童クラブ）は更新後の学校においても当初より設置します。地域子ども館は家庭、学校、地域、その他機関との連携を深めることで、地域における児童福祉の拠点となることが期待されます。

児童生徒の育ちや学びを支援する地域基盤として関係機関と連携協力することを考慮し、必要な施設を整備します。

③多機能化・複合化に対応した施設

地域子ども館以外に、防災倉庫については、更新後の学校においても当初より設置します。

その他については、質の高い学校教育の実施、という施設本来の目的を踏まえたうえで、地域のニーズに合わせた機能の追加及び学校教育施設以外との複合化を検討します。

また、将来施設に余裕が発生した際に、さらなる多機能化・複合化に対応できるよう、更新当初よりスケルトン・インフィル^{※4}の設計を取り入れます。

※4 スケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（内装・設備等）とを分離した工法。スケルトンに対して内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能であり、将来の用途変更が可能となる。

④生涯学習の場となる学校施設

防犯対策を実施し安全性を確保したうえで、地域住民が積極的に利用できるよう、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすく、同時に学校開放の運営と維持管理の行いやすい施設となるよう計画します。

⑤地域の避難所となる学校施設

武蔵野市地域防災計画に規定される避難所として必要な機能を満たし、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用、及び給食調理室は災害時の炊き出し拠点としての活用も想定し施設を計画します。なお、避難所の規模は、各学校の状況に応じ、可能な限り対応するものとします。

また、教育活動の早期再開が可能となるよう計画する必要があります。

⑥環境と共生し、環境教材となる施設

環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮し、自然エネルギーを活用した省エネルギー対応の施設とし、ESD（Education for Sustainable Development＝持続可能な開発のための教育）の教材として活用できる、地球環境に配慮した施設として計画します。

⑦地域の自然や文化性を活かした環境に配慮した施設

地域の歴史及び伝統、景観、住環境等と調和し、地域社会の核として、シンボルとなる施設を計画します。

⑧永く愛される学校

本市の公共施設等総合管理計画の方針に基づき、躯体強度を長期仕様にするなど、超長期にわたり使用可能な、児童生徒・家庭・地域から永く愛される場となるよう計画します。

第3章 計画・設計の具体的条件

1 施設規模（各諸室の必要規模及び室数）

小中学校別改築校又は施設一体型義務教育学校として建築する学校の各諸室の必要規模及び室数については、以下を基本とします。

(1) 校舎面積

- ・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第6条に定める学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積を基準とします。
- ・上記面積の算定には人口推計により想定される最大学級数を用います。
- ・実際の設計にあたっては、学校敷地の形状及び都市計画上の高さ制限等を考慮し、また建築費及び保守費が過大とならないよう留意します。

(2) 普通教室

○1室あたりの規模

- ・収納部分を除き65㎡前後とします。

○室数

- ・各学年をまとめた配置とできるよう必要な室数を確保します。

(3) 習熟度別学習教室

○1室あたりの規模

- ・普通教室1.2教室分程度の面積とし、予想を上回る学級増にも対応できるよう、普通教室への転用及び間仕切による分割が可能な仕様を検討します。

○室数

《小中学校別改築の場合》	2室
《施設一体型義務教育学校として建築する場合》	学年段階区切りの各ステージ1室+1室

(4) 特別教室

- ・想定最大学級数と学習指導要領標準授業時数等を勘案し、十分な室数を確保します。

(5) 校庭

- ・2展開の授業を可能とし、以下の規模を確保します。

《小学校改築の場合》	トラック周囲 120m以上
------------	---------------

	直線走路 50m以上
≪中学校改築及び 施設一体型義務教育学校として建築する場合≫	トラック周囲 150m 以上 直線走路 50m以上

(6) 屋内運動場

- ・アリーナ1面あたり2展開の授業が可能な規模とし、想定最大学級数に応じた授業時数によりアリーナを2面とすることも検討します。

(7) プール

- ・25m×12m（6コース）程度とします。

2 各諸室等の配置（ゾーニング）

学校施設の諸室は下表のとおり性質ごとにゾーニングをしたうえで、各諸室間の連携・連続性に配慮し、まとまった配置とすることを基本とします。また、複合施設と共同利用するうえでの利便性を向上させ、施設管理において学校に負荷をかけないため、管理区分ごとに物理的に遮断できるよう、扉等を設置します。

学校管理			地域子ども館管理	生涯学習担当管理
教室ゾーン	管理ゾーン	保健・支援ゾーン	放課後ゾーン（小・義）	開放ゾーン
普通教室 習熟度別学習教室 特別支援学級 （知的障害・肢体不自由） 学校図書館 多目的室 タブレット管理室 理科室 図工室（小） 技術室（中） 美術室（中） 被服室（中） 児童会室（小） 生徒会室（中） 進路指導室（中） 帰宅困難対策倉庫	職員室 事務室 校長室 応接室 主事室 放送室 印刷室 給食調理室（小・義）	保健室 教育相談室 特別支援教室 個別支援教室 難聴・言語障害学級	あそべえ 学童クラブ	屋内運動場 プール 音楽室 家庭科室（小） 調理室（中） 防災倉庫 PTA室 会議室

各ゾーン内の諸室の配置に際し、特に配慮を要する点は以下(1)～(6)のとおりです。

(1) 教室ゾーン

○普通教室・習熟度別学習教室

- ・学年ごとの教室配置とします。
- ・小学校低学年児童教室は校庭に行き来しやすく、安全性等にも配慮した位置とします。
- ・教室の配置は、従来の南面にこだわらず、自然採光の確保及び室内の照明及び冷暖房設備の活用を前提に、児童生徒の教育環境として最良の結果を得られるよう計画します。

《施設一体型義務教育学校として建築する場合》

- ・学年段階の区切りごとのまとまりに配慮します。

○特別支援学級（知的障害学級・肢体不自由学級）（該当校のみ）

- ・児童生徒が出入りしやすいように1階に配置します。
- ・通常学級と同一棟内で、通常学級との交流及び共同学習を円滑に行うことができる位置に配置します。
- ・特別支援学級児童が利用できるトイレスペースを確保します。
- ・肢体不自由学級については、通常の学級における支援員の配置を検討するとともに、各校のバリアフリー化の状況などを見ながら、設置の必要性を検討します。

○学校図書館・メディアセンター

- ・学校図書館・メディアセンターは、どの学年からも立ち寄りやすく利用しやすい計画とする一方、あそべえへの開放を想定し、放課後ゾーンとの接点への配置を検討します。

○多目的室

- ・メディアセンターとの連携について検討します。
- ・他の教室との連携利用や地域開放に配慮した配置とします。
- ・ランチルームとしての使用、及び畳を敷いた和室としての使用も想定した配置とします。

○特別教室全般

- ・集約配置することにより、普通教室への音漏れ防止及び施設開放利用時の利便性向上を図ります。

○理科室

- ・直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を検討します。
- ・万が一の事故に備え保健室に近い配置を検討します。

○図工室（小学校のみ）、美術室（中学校のみ）、技術室（中学校のみ）

- ・万が一の事故に備え保健室に近い配置を検討します。

《施設一体型義務教育学校として建築する場合》

- ・部屋の稼働率を上げるため、図工室、美術室、技術室を一つの工房として設計することを検討します。

(2) 管理ゾーン

○職員室・校長室・応接室・事務室

- ・相互に連携しやすい配置とします。
- ・校庭への見通しを考慮した配置とします。緊急時に職員室から校庭に直接出られるよう検討します。
- ・事務室は玄関から連絡が良く、外来者が確認できる位置に設置します。

○主事室

- ・外来者が確認できる位置に設置します。
- ・職員及び一般来校者の玄関に隣接して設置します。

○給食調理室（小学校及び義務教育学校）

- ・食材納入時の利便性を考慮し、搬入車両が出入りしやすい配置とします。
- ・食品等の搬入口と児童・生徒動線との歩車分離を図ります。

(3) 保健・支援ゾーン

管理ゾーンと連携が良い位置に配置します。

○保健室・教育相談室

- ・隣接して配置します。
- ・保健室は校庭から直接出入りでき、救急車等が直接寄りつくことができる配置とします。
- ・教育相談室は周囲に気兼ねせずに入入りできる配置とします。

○特別支援教室・個別支援教室

- ・隣接して配置します。
- ・周囲に気兼ねせずに入入りできるよう配慮します。

○難聴・言語障害学級（該当校のみ）

- ・騒音がしないよう児童生徒の通りが少ない位置に配置します。

(4) 放課後ゾーン（小学校または義務教育学校）

○地域子ども館（あそべえ・学童クラブ）

- ・地域子ども館（あそべえ、学童クラブ）は一体的に運用できるよう隣接させて配置し、学校部分と物理的に区分できるようにします。
- ・校庭から直接出入りできる出入口を設けます。
- ・学校図書館・メディアセンター、屋内運動場と連携の良い位置に配置します。
- ・専用トイレは原則として設置しませんが、利用時間中にトイレにアクセスしやすいよう配置に配慮します。

(5) 開放ゾーン

- ・スポーツ施設、PTA室兼青少協室、会議室等の地域へ開放する部屋は、施設管理や利用者の利便性を考えて集約的に配置します。
- ・避難所としての利用を想定した配置とします。

○屋内運動場

- ・避難所としての利用を想定し、1階に配置することを原則とします。
- ・学校敷地の有効活用のため屋内運動場を校舎と同一の建物とすることを検討します。

○家庭科室（小学校のみ）／調理室（中学校のみ）

- ・施設開放、行事及び災害時の炊出し拠点としての利用も考慮し、1階に配置することを検討します。

○プール

- ・校地の条件によっては、学校外施設の活用、複数校での共同利用、及び地域住民との共同利用を検討します。
- ・屋外プールは近隣や他教室に対する騒音の影響及び外部からの視線を考慮し、配置します。

○防災倉庫・防災備蓄庫

- ・車両が寄り付ける配置とします。

(6) 校庭配置

従来、校庭の配置は日照、採光の確保のため、校舎の南側に配置することを基本としていましたが、校舎と校庭の位置関係によっては更新時に仮設校舎が必要となり建築費にも大きく影響することや、校庭における日陰部分の確保の必要性などから、今後の更新においては水はけ等必要な機能を確保したうえで従来の南側校庭以外の配置も検討します。

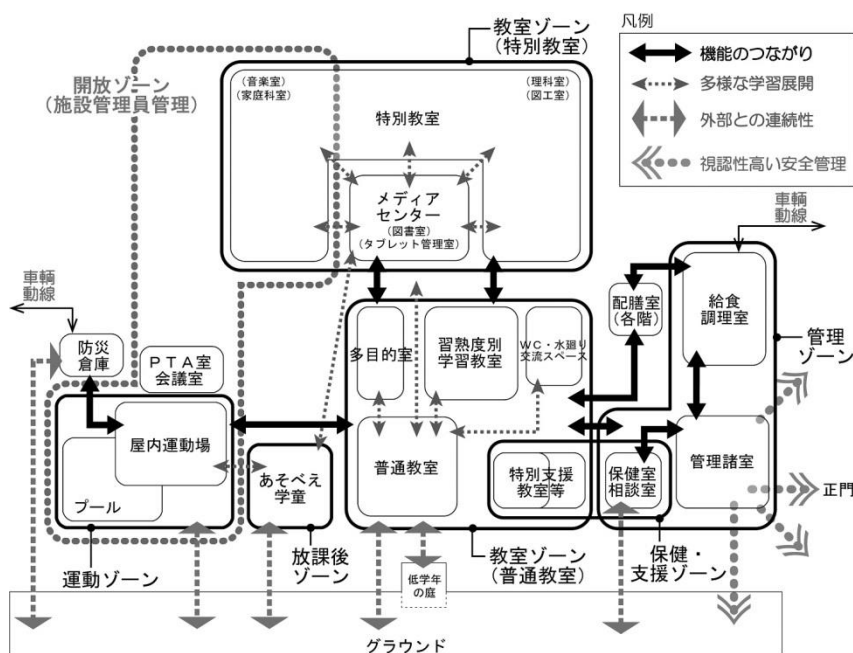
(7) 施設のゾーン連携図

上記(1)～(6)の各諸室等について、各ゾーンのまとまりと、それぞれのゾーン間・諸室間における機能的・物理的な連携や連続性を図示しています。

《小中学校別改築、施設一体型義務教育学校として建築する場合の共通内容》

- ・普通教室・多目的室・習熟度別学習教室をまとめ「教室ゾーン」を形成し、普通教室や特別教室のどの教室からも行き来しやすい位置にメディアセンターを設けて、メディアセンターが学校の中心となる計画としています。
- ・普通教室ゾーンの右側に記載する「管理ゾーン」は、職員室や校長室などの管理諸室のまとまりとともに、保健室や給食室との連携に配慮した計画とし、正門やグラウンドへの視認性を確保した位置とします。
- ・左上の点線の囲みで「開放ゾーン」を記載していますが、特別教室の一部と屋内運動場などを「開放ゾーン」として設定しているため、区分しやすい計画が必要となります。

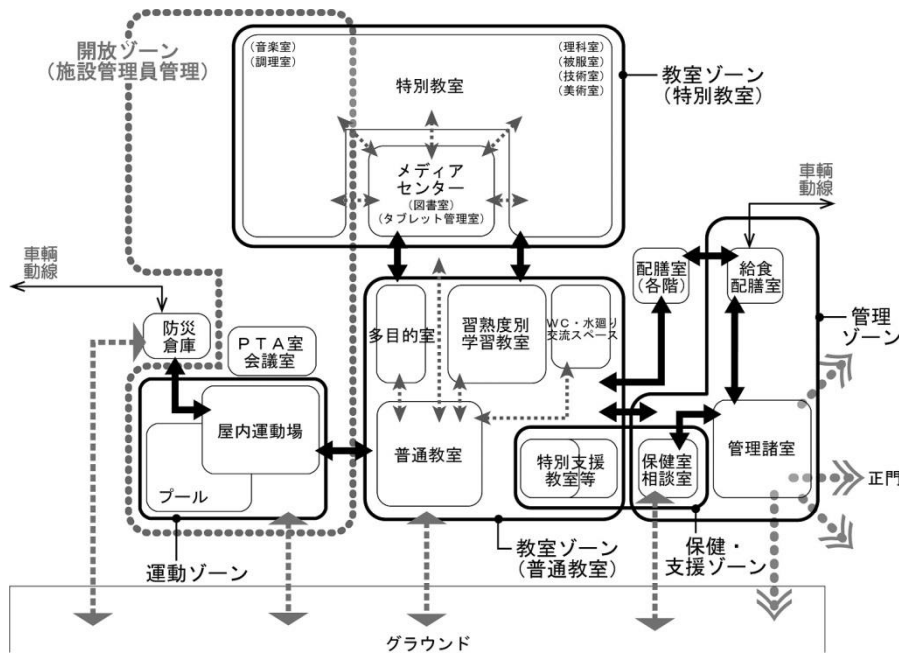
《小学校改築の場合》



普通教室を中心としたゾーン連携イメージ

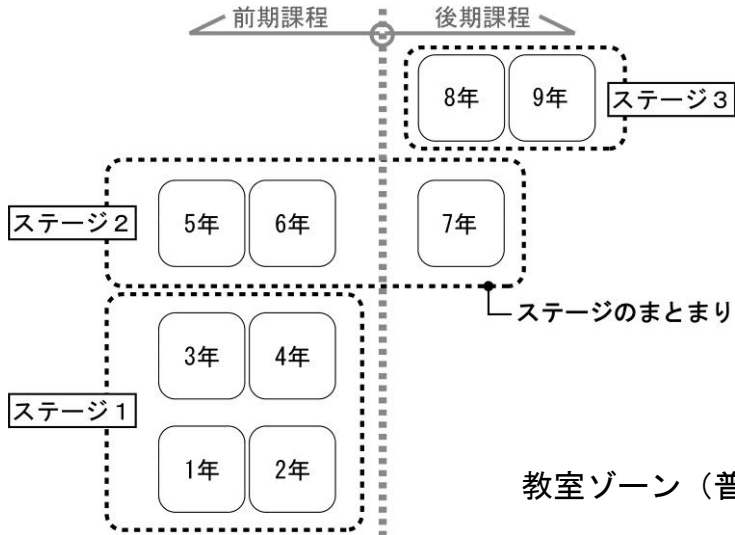
あそべえ・学童などの「放課後ゾーン」があるため、メディアセンターの利用や屋内運動場の利用、グラウンドへのスムーズな展開を踏まえた配置検討が必要となります。

《中学校改築の場合》



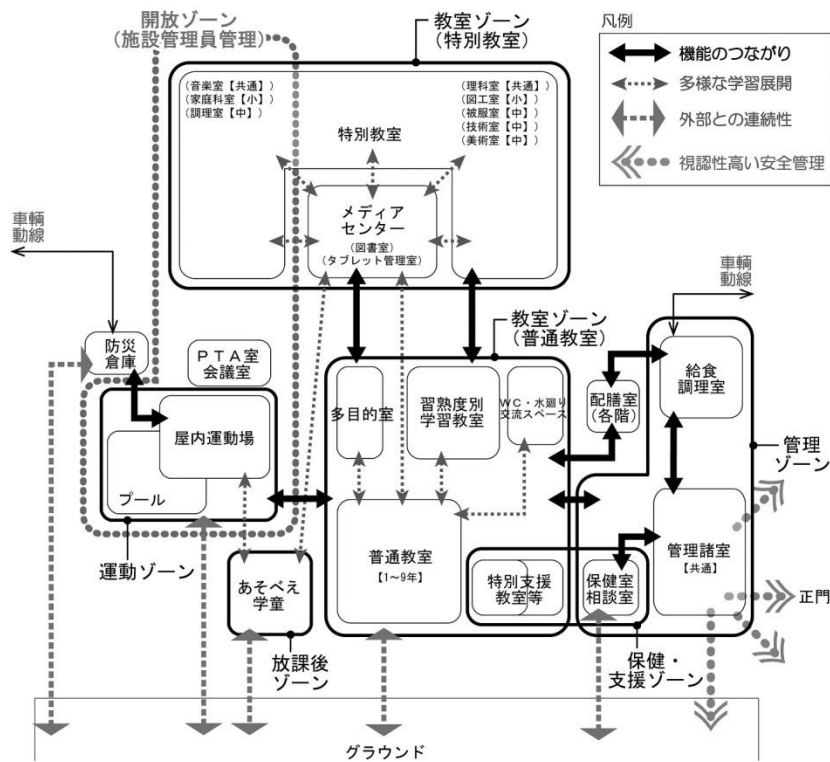
普通教室を中心としたゾーン連携イメージ

《施設一体型義務教育学校として建築する場合》



教室ゾーン (普通教室) 構成イメージ

1年生から9年生までが1つの校舎を利用することになるため、「前期課程と後期課程の区分」と「ステージのまとめりの確保」のバランスに配慮した教室配置の検討が必要となります



普通教室を中心としたゾーン連携イメージ

管理諸室については、前期課程と後期課程の職員室をまとめることを想定しています。